

JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成26年5月
消費者庁
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

	平成24年度下半期 (24年10月～25年3月)	平成25年度上半期 (25年4月～25年9月)	平成25年度下半期 (25年10月～26年3月)
指導	236	210	230
(参考) 指示 命令	10 0	10 0	4 0

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H24下半期	236	121	50	12	34	25	135	52	11	58	14
H25上半期	210	105	44	6	26	29	125	38	13	61	13
H25下半期	230	122	52	13	18	39	125	46	12	49	18

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H24下半期	236	256	1	43	173	39
H25上半期	210	230	0	42	158	30
H25下半期	230	247	0	43	165	39

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(※) 資料

平成25年度下半期における指導の状況:資料1

平成25年度下半期における指導の分類:資料2